

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習 [登録番号 1-14]

●講習期間 ●全科目受講者5日間(8:30~18:00)
●科目免除者2日間
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が3トン以上の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

講習日程
受付期間

鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島) 実施分

表示例: ●科目免除受講者コース

●全科目受講者コース

定員

●全

講習日	令和5年4月17日(月)~4月18日(火)	20名
講習日	令和5年4月17日(月)~4月21日(金)	30名
受付日	令和5年3月13日(月)~3月17日(金)	

●全

講習日	令和5年5月15日(月)~5月16日(火)	20名
講習日	令和5年5月15日(月)~5月19日(金)	30名
受付日	令和5年4月10日(月)~4月14日(金)	

●全

講習日	令和5年6月12日(月)~6月13日(火)	20名
講習日	令和5年6月12日(月)~6月16日(金)	30名
受付日	令和5年5月15日(月)~5月19日(金)	

●全

講習日	令和5年6月19日(月)~6月20日(火)	20名
講習日	令和5年6月19日(月)~6月23日(金)	30名
受付日	令和5年5月15日(月)~5月19日(金)	

●全

講習日	令和5年7月10日(月)~7月11日(火)	20名
講習日	令和5年7月10日(月)~7月14日(金)	30名
受付日	令和5年6月12日(月)~6月16日(金)	

●全

講習日	令和5年8月21日(月)~8月22日(火)	20名
講習日	令和5年8月21日(月)~8月25日(金)	30名
受付日	令和5年7月24日(月)~7月28日(金)	

●全

講習日	令和5年9月11日(月)~9月12日(火)	20名
講習日	令和5年9月11日(月)~9月15日(金)	30名
受付日	令和5年8月7日(月)~8月10日(木)	

●全

講習日	令和5年10月16日(月)~10月17日(火)	20名
講習日	令和5年10月16日(月)~10月20日(金)	30名
受付日	令和5年9月19日(火)~9月22日(金)	

●全

講習日	令和5年11月13日(月)~11月14日(火)	20名
講習日	令和5年11月13日(月)~11月17日(金)	30名
受付日	令和5年10月16日(月)~10月20日(金)	

●全

講習日	令和6年1月29日(月)~1月30日(火)	20名
講習日	令和6年1月29日(月)~2月2日(金)	30名
受付日	令和5年12月18日(月)~12月22日(金)	

●全

講習日	令和6年3月11日(月)~3月12日(火)	20名
講習日	令和6年3月11日(月)~3月15日(金)	30名
受付日	令和6年2月13日(火)~2月16日(金)	

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055)で受付)

●全

講習日	令和5年4月10日(月)~4月11日(火)	20名
講習日	令和5年4月10日(月)~4月14日(金)	30名
受付日	令和5年3月6日(月)~3月7日(火)	

種子島実施分

(当協会種子島支部(西之表市西之表16,388 TEL0997-22-2736)で受付)

●全

講習日	令和5年10月23日(月)~10月24日(火)	20名
講習日	令和5年10月23日(月)~10月27日(金)	30名
受付日	令和5年9月19日(火)~9月22日(金)	



掘削作業中のトラクターショベル(タイヤ式)



ダンピング作業中のトラクターショベル(タイヤ式)



バックホー(0.25m³)による掘削作業

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

●全科目受講者

- ・会員事業所 ⇒ 77,990円(10%税7,090円込)
- ・一般 ⇒ 78,430円(10%税7,130円込)

●科目免除者

- ・会員事業所 ⇒ 39,490円(10%税3,590円込)
- ・一般 ⇒ 39,930円(10%税3,630円込)

- 内訳
- ・全科目受講者受講料 ⇒ 77,000円
 - ・科目免除者受講料 ⇒ 38,500円
 - ・テキスト代 会員 ⇒ 990円
 - ・一般 ⇒ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 大型特殊自動車運転免許等所持者
 - 不整地運搬車運転技能講習修了者
 - 小型車両系(整地等)運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者(下記の書類が必要です)
- ①小型車両系(整地等)運転特別教育学科・実技修了証写し
②普通自動車運転免許証等写し
③実務経験従事証明書(3ヶ月以上の小型車両系運転業務従事証明)
(申込書裏面)

講習科目

- 学科※(1)走行に関する装置の構造及び取り扱いの知識(4時間)
(2)作業に関する装置の構造及び取り扱い作業方法の知識(5時間)
(3)運転に必要な一般知識(3時間)
(4)関係法令(1時間)
(5)学科修了試験(1時間)

- 実技※(1)走行の操作(20時間)
(2)作業装置の操作(5時間)
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令 別表第七 建設機械(第十条、第十三条、第二十条関係)

一. 整地・運搬・積込み用機械

1. ブル・ドーザー
2. モーター・グレーダー
3. トラクターショベル
4. ずり積機
5. スクレーパー
6. スクレープ・ドーザー
7. その他

二. 掘削用機械

1. パワーショベル
2. ドラグ・ショベル
3. ドラグライン
4. クラムシェル
5. バケット掘削機
6. トレンチャー
7. その他